2020年９月30日

各　位

会 社 名　　ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　　西村　幸浩
（コード番号 3107　東証 第１部）
問合せ先　　法務コンプライアンス室長　　西川　浩史
（ＴＥＬ　０６－ ６２８１－ ２４０３）

当社連結子会社における不適切な取引の発生および特別調査委員会の設置について

この度、誠に遺憾ながら当社連結子会社である旧ダイワボウノイ株式会社（同社は 2020 年４月１日をもって当社連結子会社である大和紡績株式会社に吸収合併されています。以下、「大和紡績」といいます。）において、不適切な取引が行われていたことが判明いたしました。

株主、投資家の皆様をはじめとする当社グループに関係する皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の事実を厳粛に受け止め、特別調査委員会を設置のうえ、取引内容の精査および原因究明を早急に行い、リスク管理の観点から再発防止策の策定および法令遵守の徹底と管理体制のより一層の強化に向け、全力で取り組んでまいる所存でございます。

不適切な取引の概要および業績に及ぼす影響額ならびに特別調査委員会の設置につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．不適切な取引の概要および業績に及ぼす影響額

2020 年９月上旬に、大和紡績において売掛金の回収遅延の発生が発端となり、同社元従業員（以下「行為者」といいます。）より、行為者が同社の営業担当であった 2014 年１月から循環取引等を行い、不適切な売上および利益を計上していた旨の説明がなされました。その後当社は直ちに社内調査に着手しましたが、この度の公表に至るまで、お取引先様等関係者への不要な混乱や風評の影響による被害拡大の回避、ならびに回収不能見込額を含む損失見込額の把握に向け、できる限り正確な情報を収集することに注意を払ってまいりました。

これまでの社内調査により判明した現時点における不適切な取引による業績に及ぼす影響額は、損失見込額として累計約 19 億円であります。

２．特別調査委員会の設置

当社は、不適切な取引の判明以降、継続して社内調査を進める一方で、2020 年９月 30 日に弁護士・公認会計士等の当社と利害関係を有しない外部専門家を含む下記特別調査委員会を設置いたしました。10 月末を目途に全容の解明、原因究明および再発防止策の策定等に取り組み、最終的な業績への確定影響額を含めた調査結果につきまして、すみやかに公表いたします。

【特別調査委員会の構成】

委員長：藤木　久（当社社外監査役　弁護士法人藤木新生法律事務所　弁護士）
委　員：植田益司（当社社外監査役　マイスター公認会計士共同事務所　公認会計士）
委　員：藤井安子（弁護士法人藤木新生法律事務所　弁護士　公認不正検査士）
委　員：井上　彩（弁護士法人藤木新生法律事務所　弁護士　公認不正検査士）
委　員：松山元浩（公認会計士・税理士松山元浩事務所　公認会計士）
委　員：小野正也（当社常勤監査役）

以上